

高槻市大学連携推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市は、市内に4大学と1大学院研究農場を有している。大学が有する知的資源や学生の発想力と行動力をまちづくりに活かし、大学及び企業、行政などがそれぞれの信頼関係の下、地域と大学の連携を推進することにより、「知と文化の拠点、学園のまち高槻」を目指している。その実現に向け、様々な取組みなどを企画立案し、発展的な大学連携を推進するため、高槻市大学連携推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次の事項を所掌する。

- (1) 高槻市学園まちづくり連絡協議会に関すること。
- (2) 地域と大学との連携である「地・学連携」の推進に関すること。
- (3) 市外大学との連携に関すること。
- (4) 前各号にかかる大学連携の推進状況などについての検証・評価に関すること。
- (5) その他前各号に関連する事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、別表1に掲げる者をもって組織する。

- 2 本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は市長公室担当副市長を、副本部長は本部長が指名した者とする。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部の事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときはその職務を代理する。

(説明等の聴取)

第5条 本部長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができ、併せて資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、高槻市市長公室政策企画室において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月6日から実施する。

別表 1 (第 3 条関係)

副市長 (市長公室担当)
副市長
教育長
政策統括監
市長公室長
総務部長
危機管理監
市民参画部長
保健福祉部長
子ども部長
都市産業部長
教育指導部長
地域教育監
消防長